

○天理市上下水道事業経営審議会条例

平成23年3月30日条例第7号

改正

平成29年3月16日条例第15号

平成29年6月22日条例第24号

天理市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 本市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営に関する事項を審議するため、天理市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じて、上下水道事業に関する重要な事項を調査及び審議するほか、上下水道事業の経営に関する基本的な事項について、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公共的団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道局総務経営課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第47号を第48号とし、第46号の次に次の1号を加える。

47	上下水道事業経営審議会の委員	日額 11,000円	同上
----	----------------	------------	----

別表備考第3項中「第47号」を「第48号」に改める。

附 則 (平成29年3月16日条例第15号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月22日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。